

## 石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項及び第2項の一般 拠出金率を定める件（案）の概要

石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項及び第2項の一般拠出金率は、1000分の0.05とし、平成19年4月1日から適用することとします。